

2023年10月からのインボイス制度導入にあたって 請求書のレイアウトが変わります

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。

インボイス制度への対応として、弊社では、適格請求書発行事業者としての登録を受けるとともに、毎月お客さまにお送りしている ETC コーポレートカード請求書（「通行料金等請求書」） につきまして、インボイスに対応した様式に変更いたします。詳細は、別紙サンプルにてご確認ください。

変更時期は **2023年9月送付分（2023年8月ご利用分）** からとなります。

なお、請求書と併せて送付している他の様式（「総括表」「調整額内訳」「利用明細書」）については、変更はございません。また、関連して提供している「ETC コーポレートカード利用明細データ提供サービス」につきましても、データフォーマットに変更はございません。

ETC コーポレートカード請求書にかかるインボイス対応につきまして、ご不明点やご質問等ございましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

《お問い合わせ先》

首都高速道路株式会社 料金事務管理室

電話番号 03-4564-4489 FAX 03-4564-4500

（土、日、祝日、年末年始を除く平日9時から17時まで）

※インボイス制度自体のご不明点等につきましては、国税庁まで直接お問い合わせください。